

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは(平日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則 鳥取県会計規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。

昭和三十八年三月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項を次のように改める。

収支命令者は、前条の調査決定をしたときは、納入に対し、納額告知書(様式第十一号、第十一号の二、第十二号)又は納付書(様式第十一号、第十一号の二)を発行し、納入させなければならない。

第三十一条第三項中「納額告知書」を「納額告知書又は納付書」に改める。

第三十二条の見出しを「(納額告知書等の再発行)」に改め、同条第一項中「納額告知書」を「納額告知書又は納付書」に改め、同条第二項中「(様式第十一号、第十一号の二、第十二号)」の下に「又は納付書(様式第十一号、第十一号の二)」を加える。

第三十三条の見出しを「(納額告知書等の訂正)」に改め、同条中「(様式第十三号)」を「(様式第十一号、第十一号の二)」に改める。

第三十四条を次のように改める。

(納付の方法)

第三十四条 第三十一条の規定により納額告知書(様式第十一号、第十一号の二、第十二号)又は納付書(様式

式第十一号、第十一号の二)を受けた納人は、その納額告知書又は納付書に現金を添えて指定の具金庫に納付しなければならない。但し、納人の便宜により指定以外の具金庫、出納長又は出納員に納付することができる。

第三十九条第一項中「納付書(様式第十三号)」を「払込書(様式第十三号、第十三号の二)」に改め、同条第二項中「出納員」を「出納員又は分任出納員」に改め、同条第三項を削る。

第四十条第一号中「納入書及び徴税令書」を「納入書、徴税令書及び払込書」に改める。

第四十二条第一項中「又は納付書(様式第十三号)」を「納付書(様式第十一号、第十一号の二)又は払込書(様式第十三号、第十三号の二)」に改める。

第四十三条中「(様式第十三号)」を「(様式第十一号、第十一号の二)」に改める。

第四十七条第一項中「納付書(様式第十三号)」を「払込書(様式第十三号)」に改める。

第四十八条第三項中「(様式第三十号)」を「(様式第二十号)」に改める。

第四十八条の二中「(様式第二十号の二)」を「(様式第二十号の二)」に改める。

第五十二条第一項を次のように改める。

収支命令者は、歳入の未納金で欠損処分をしようとするときは、欠損処分調書(様式第二十一号)を調製し、別に定めるところにより欠損処分の手続をしなければならない。

第五十六条第一項中「具納金、」及び「国庫納金、」を削り、同条第二項第一号中「具納金、」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 所得税は、出納長又は出納員を受取人とし、歳入歳出外現金に振替を要する旨を記載した支払通知(様式第二十四号)を発し、具金庫に寄託のうえ、翌月十日までに所得税法に定める納付書及び計算書により日本銀行又は郵便局に払込の手続をすること。

第五十九条の二中「納額告知書」を「納額告知書又は

納付書」に改める。

第六十条第一項中「前二条」を「第五十八条及び第十九条」に改める。

第七十条の見出しを「(保険料、所得税等の振替手続)」に改める。

第七十四条の二第四項中「各経理室長又は課の経理担当の係の長」を「各課又は局の経理担当の課長補佐、局長補佐又は係の長」に改める。

第九十五条第二項中「納付書(様式第十三号)」を「払込書(様式第十三号)」に改める。

第二百二十五条第一項中「第十二号の二」を「第十一号の二」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合、領収済通知書については、収支命令者に対してもその訂正を請求しなければならない。

第三百三十五条中「例により、その期間は六年とする。」を「例による。」に改める。

第三百五十三条第一項但し書を次のように改め、同項第一号から第四号までを削る。

但し、別に定めるものは、登記を省略することができる。

第二百五十三条第二項を削る。

第二百五十六条第二項を次のように改める。

2 出納員又は物品出納員は、分任物品出納員又は職員から物品の貸与又は交付の要求を受けたときは、これを審査し、備品貸与簿(様式第六十二号)又は備品整理簿(様式第六十六号、第六十六号の二)及び物品出納簿(消耗品、郵便切手類、原材料の部)(様式第六十一号)によりこれを貸与し、又は交付しなければならない。

第二百五十六条第三項中「物品出納員及び」を削り、同条第四項中「(様式第六十六号の二)」を「(様式第六十六号の三)」に改める。

第二百二十一条中「現金出納検定書」を「検査済書」に改める。

第二百二十二条中「帳簿検査済証(様式第九十七号)をちよう付」を「帳簿検査済の印章(様式第九十七号)を押印」に改める。

第二百三十二条第一項中「前条第一項の規定を準用する。」を「第九十九条の規定にかかわらず寄託書(様式別表第一中

第三十八号)により寄託し、払出するときは、支出の例による。」に改める。

別表第一中

中央病院

病院使用料及び手数料の一部を現金で受領し、及び領収証書を発行する事務並びに患者給食用物品の出納保管事務

の次に、

図書館

分館で取扱う図書、その他の物品の出納保管に関する事務

物産館

委託販売物品の出納保管事務及び販売代金の収納並びに委託者に対する支払事務

の次に、

青年の家

青年の家使用料を現金で受領し、及び領収証書を発行する事務並びにその所管に係る物品の出納保管に関する事務

を加える。

鳥取県会計規則附属様式中

「第十一号の二 納額告知書」を「第十一号の二 納額告知書(納付書)」に、

「第十二号 納付書」を「第十三号の二 払込書」に、

「第十三号の二 納付書」を「第十三号の二 払込書」に、

「第二十号の一」を「第二十号の二」に、

「第六十一号物品出納簿(出納長及び出納員)」を「第六十一号物品出納簿(出納長、出納員、物品出納員、分任物品出納員及び物品取扱主任)」に、

「第六十二号備品貸与簿(〳〵)」を「第六十二号備品貸与簿(出納長、出納員及び物品出納員)」に、

「第六十三号支払通知交付簿(〳〵)」を「第六十三号支払通知交付簿(出納長及び出納員)」に、

「第六十五号消耗品交付簿(〳〵)」を「第六十五号 削除」に、

「第六十六号備品整理簿(物品取扱主任)」を「第六十六号の二 備品整理簿(物品出納員、分任物品出納員及び物品取扱主任)」に、

「第六十六号の二 郵便切手類整理簿(〳〵)」を「第六十六号の三 郵便切手類整理簿(交付を受けた職員)」に、

「第九十六号現金出納検定書」を「第九十六号検査済書」に、

「第九十七号帳簿検査済証」を「第九十七号帳簿検査済印章」に

改める。

様式第九号の二中備考の2の次に3として次のように加える。

3. この添付表は、記入規定元帳(授業料)のはじめに綴り込むものとする。

様式第二十号に次の備考を加える。

備考 領収の表示には、様式第十二号に定める印章を押印すること。

様式第二十号の二中備考の4の次に5として次のように加える。

5 家庭貸付料以外の収入についても、その内容によりこの様式を準用することができる。

様式第十一号中見出し「納額告知書」及び「納額告知書(納付書)」並びに備考の1を2と3として2の前として次のように加える。

1 納額告知書、納付書の発付区分に従い、不用の文字を削除すること。

様式第十一号の二中見出し「納額告知書」及び「納額告知書(納付書)」並びに備考の1を2として、以下順次繰り下し、2の前として次のように加える。

1 納額告知書、納付書の発付区分に従い、不用の文字を削除すること。

様式第十二号に次の備考を加える。

備考 領収証書欄には、下記離型のスタンプ印章を使用するものとする。

(印章離型)



直径 1.5cm

様式第十三号及び様式第十三号の二の見出し「納付書」及び「払込書」並びに注の「納付書」を「払込書」に改める。

様式第十四号中「返納告知書」の注及び「払込書」を改める。

様式第二十号の二中「様式第二十号の一」及び「様式第二十号の二」を改める。

様式第二十五号の裏面を次のように改める。

(裏面)

注意事項

- 1 受取人は、表面領収証書に住所、氏名を記入し、なつ印してください。
- 2 受取人の印章は、請求書に押なつたものと同一のものを使用してください。
- 3 受取人が異外であるときは、同封の小切手で領収し、本書は、表面領収証書に記名なつ印のうえ所轄の県金庫(銀行)に返送してください。
- 4 受取人が代理人として現金支払の請求をするときは、本人が本書の委任状欄に相当の事項を記入し、記名しなつ印するか、又は別に委任状を提出してください。

- この場合、代理人は本書に代理人であることの肩書をして領収してください。
- 5 翌年度の五月末日を超過したときは、この通知書は無効となり、必ずから注意してください。
- 6 領収金額が千円以上のものは、規定の収入印紙をはり、消印してください。ただし、営業に關しないものは、必要ありません。
- 7 本書をなくしたときは、ただちにその旨を支払を受け、県金庫(銀行)に通知し、支払の停止を申し出てください。

表面の金額の領収を委任します。

昭和 年 月 日

住所 氏名

取入印紙

委任状

00937

備考 1 帳簿の款又は総括の検査締切日の個所に押印することとし、検査員はその私印を創印すること。
2 物品出納簿には表紙裏側に同上の例により押印すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五十六條の改正規定は、昭和三十七年十二月分給料の支給の

際から適用し、第五百三三條、第五百五十六條、様式第十号、様式第十二号、様式第六十一号及び様式第六十五号の改正規定は、昭和三十八年度分から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所

(定価 一月分 二五〇円 (送料共) 所 県